

令和4年  
04月20日  
R04-04号

# 組合ニュース

山形市青田南6-18  
山形建設労働組合  
発行人 三井寺浩樹  
電話 633-1928  
FAX 633-4090

## 山形建設労働組合共済について

山形建設労働組合共済は、加入している組合員全員の相互扶助を目的とした制度です。申請は組合事務所で受付けています。申請手続きには必要書類等がございますので組合までお問合せください。

(受給資格は組合加入後、翌々月1日から発生します。請求の時効は事由発生より3年です。)

平成29年1月1日施行

共済給付の種目		山形建労共済		合計	
		組合共済	慶弔共済5型		
死亡弔慰金	組合員	病気等	700,000円	300,000円	1,000,000円
		不慮の事故等	600,000円	400,000円	1,000,000円
		交通事故	600,000円	400,000円	1,000,000円
	配偶者		200,000円	200,000円	
	子 [注1]		100,000円	100,000円	
	親 [注3]		30,000円	30,000円	
	配偶者	50,000円		50,000円	
	子・親・祖父母・孫	30,000円		30,000円	
見舞金 [重度障害]	組合員	病気等	700,000円	300,000円	1,000,000円
		不慮の事故等	700,000円	300,000円	1,000,000円
		交通事故	700,000円	300,000円	1,000,000円
傷病見舞金	組合員	休業10日以上	5,000円		5,000円
		休業20日以上	6,000円		6,000円
		休業30日以上	7,000円		7,000円
		休業40日以上	8,000円		8,000円
		休業50日以上	9,000円		9,000円
		休業60日以上	10,000円		10,000円
		休業70日以上	12,000円		12,000円
		休業80日以上	14,000円		14,000円
祝金	組合員	結婚祝金	30,000円		30,000円
		出生祝金	30,000円		30,000円

[注1] 「子の死亡」には、「組合員の実子・養子・継子およびこれらの配偶者の死亡」も含まれます。  
[注2] 労働者災害補償保険法施行規則別表1「障害等級表」  
[注3] 組合員および組合員の配偶者の親

## 賃金獲得に向けた取り組みについて

働き方改革関連法の罰則付き時間外労働規制が、令和6年度から建設業でも適用となります。当組合では全建総連や山形県連傘下19組合と共に、長時間労働の是正、働き方のルール確立を基盤とし、適正な賃金水準の獲得。他産業に負けない労働条件で、建設産業の担い手確保に向け取り組みを進めています。

山形県連の2022年度(令和4年度)の標準賃金は25,000円です。組合員からは「請求してもどうせ貰えない。」という諦めの声も多く聞きます。だからこそ一致団結し、組合の原点『みんなで決めて、みんなで行動する。』の意識をもって賃金獲得にむけ運動していきましょう！

**2022年度標準賃金**

# 25,000円

**1日の賃金と必要経費**

- ① 実質手取賃金 **20,000円**
- ② 社会保障費 約 **3,500円** (健康保険、年金、労災保険、建退共)
- ③ 道具損料 約 **500円** (工具購入及び修理代)
- ④ 車両交通費 約 **1,000円** (車庫経費、燃料費)

**合計 25,000円**



日給連の提言には追い付かず  
【安定した収入】が必要

私たち全建総連が組合員を対象に調査・集計した2019年の年収額は、業界全体の日本建設業連合会(日建連)が掲げる目標年収額には、十分に届いていません。  
「収入で生活がままでは暮らしたい」という皆さんの声にこたえるには、建設職人にも「安定して得られる収入」が行き渡るようにすることが必要です。

全職種平均年収(2019年)	429万円
一人暮らし	286万円
20歳未満	459万円
40歳未満	600万円

若手の職人が不足 10年大工 2,920人  
建設現場で働きたいという若手は各社に多くいます。すべての建設現場で労働力を確保し、着着を確保し入れられるよう、現場の改善を図っていかねばなりません。

めざすは 新3K職場  
給料を上げる  
希望 引上げる  
休日 2日の実現  
建設職人として自分のキャリアパスを築けるようには建設費を削減し現場の改善

県内11,000人の建設職人ネットワーク  
**山形県建設労働組合連合会**  
〒990-0821 山形市北町3-1-7 TEL 023-666-7702 FAX 023-681-6607

## 令和3年度組合費返還について

新型コロナウイルスにより事業中止などが相次いだため、令和3年度の決算剰余金の一部を各組合員に返還します。組合員一人当たり3,000円を5月20日(予定)にゆうちょ口座へ送金します。返還対象者は下記の①と②のいずれにも該当する方です。

- ① 令和3年12月31日以前まで組合に加入している方
- ② 令和4年4月1日付で組合に在籍している方

### ～組織拡大運動～

5月～7月は組織拡大月間です。仕事仲間で組合にまだ加入していない知り合いの方がいましたらご紹介ください。

新規加入者を紹介して下さった組合員に、紹介料(2,000円)をお支払いたします。

※但し、新規加入者が半年以上組合員であること。